19．非国家主体が核兵器、化学兵器又は生物兵器及びその運搬手段を開発、取得、製造、保持、輸送、移転又は使用しないことを要求し、また、全ての加盟国、特にシリア・アラブ共和国に隣接する加盟国に対し、本規定に適合しないいかなる行動も安全保障理事会に即時に報告するよう要請する。

20．全ての加盟国は、シリア・アラブ共和国の領域を原産地とするか否かを問わず、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるシリア・アラブ共和国からの化学兵器、関連機材、物品及び技術又は援助の調達を禁止することを決定する。

21．化学兵器の権限のない移転、又はシリア・アラブ共和国におけるあらゆる者によるいかなる化学兵器の使用も含め、本決議に対する違反がある場合には、国際連合憲章第七章の下での措置を課すことを決定する。

22．この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

附属書Ⅰ　化学兵器禁止機関（ＯＰＣＷ）執行理事会決定

シリアの化学兵器廃棄にかかる決定

執行理事会は、

二千十三年三月二十七日の第三十二回特別会合に続いて、執行理事会（以下「理事会」という。）議長が、「シリア・アラブ共和国において化学兵器が使用された可能性に対する深い懸念」を表明するとともに、「化学兵器の使用はいかなる者によるものであれ、またいかなる状況においても非難されるべきものであり、国際社会の法的規範と基準に完全に反するものであることを強調」したことも想起し、

シリア・アラブ共和国における国際連合の化学兵器使用事案調査団によって用意された二千十三年九月十六日付けの「シリア・アラブ共和国の当事者間で継続している紛争において、化学兵器が、子供を含む文民に対しても、比較的大規模に使用された」と結論づけた「二千十三年八月二十一日のダマスカス・ゴータ地区における化学兵器使用事案に関する報告書」（二千十三年九月十六日付けＳ／二〇一三／五三三）に留意し、

化学兵器の使用を最も強い表現で非難し、

二千十三年九月十四日にアメリカ合衆国とロシア連邦により合意されたシリアの化学兵器廃絶に向けた枠組み（二千十三年九月十七日付けＥＣ－Ｍ－３３／ＮＡＴ．１）を歓迎し、

シリア・アラブ共和国が、二千十三年九月十二日に、国際連合事務総長に宛てた書簡において、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）を暫定的に適用する意図を通知したことにも留意し、

シリア・アラブ共和国が、二千十三年九月十四日に、条約への加入書を国際連合事務総長に寄託し、寄託者より全締約国に対して同日に通知されたとおり（Ｃ．Ｎ．五九二．二〇一三．ＴＲＥＡＴＩＥＳ－ＸＸＶＩ．３）、シリア・アラブ共和国について効力を生ずるまでの間、条約を暫定的に適用しながら、その規定を誠実かつ真剣に遵守する旨宣言したことに更に留意し、また寄託者が締約国からこの宣言に関し反対する旨の書簡を受領していないことを考慮し、

シリア・アラブ共和国について二千十三年十月十四日に条約が効力を生ずることに更に留意し、

シリアの化学兵器によってもたらされた事態の異例な性格を認識し、また、シリアの化学兵器計画の廃棄に必要な活動が、条約がシリア・アラブ共和国について正式に効力を生ずるまでの間に、直ちに開始され最も迅速かつ安全な方法で実施されることが確保されることを決意し、

また、ＯＰＣＷからの技術代表団を即時に受け入れ、シリア・アラブ共和国について効力が生ずる前に条約の暫定的な適用に従ってＯＰＣＷと協力するというシリア・アラブ共和国政府の申し出を認識し、シリア・アラブ共和国による技術事務局（以下「事務局」という。）に対する国内当局者の指定に留意し、

条約の暫定的適用によりその規定がシリア・アラブ共和国に関して即時に効力を生ずることを強調し、

二千十三年九月十九日に、シリア・アラブ共和国が、化学兵器剤の名称、種類および量、弾薬類の種類、所在地、貯蔵の形態、生産、研究及び開発施設を含む詳細な情報を提出したことに更に留意し、

条約第八条三十六に基づいて、理事会は、条約の遵守についての疑義又は懸念及び違反を検討するに当たり、特に重大かつ緊急な場合には、問題又は事項（関連する情報及び判断を含む。）につき、直接に、国際連合総会及び国際連合安全保障理事会の注意を喚起することに更に留意し、

二千年十月十七日の国際連合と化学兵器禁止機関との関係に係る協定を考慮し、

全ての非締約国に対し、国際の平和と安全に貢献するとともに自国の安全を強化するために、無条件かつ緊急に条約を批准又は加入することを強く要請し、

条約第四条八及び第五条十に基づいて、二千七年以降に条約に加入する国は、化学兵器及び化学兵器生産施設を可能な限り速やかに廃棄すること、また、理事会は、そのような廃棄のために「廃棄の規律及び厳重な検証の手続」を決定することを想起し、

ここに、

1．シリア・アラブ共和国が次の措置をとることを決定する。

(a)　本決定の採択から七日以内に、シリア・アラブ共和国が所有し若しくは保有する化学兵器又は自国の管轄若しくは管理の下に有する条約第二条一に規定されている化学兵器に関する、二千十三年九月十九日に提供された情報を補足する更なる情報、特に次の情報を、事務局に提出すること。

(i)　前駆物質及び毒素を含む、貯蔵されている化学兵器の各化学物質の化学名及び軍事識別並びにそれらの量。

(ii)　充填されているものと充填されていないものの各種類の具体的な量を含む、貯蔵されている化学兵器の弾薬類、子爆弾弾薬類及び装置の具体的な種類。

(iii)　混合及び充填施設を含む、全ての化学兵器、化学兵器貯蔵施設、化学兵器生産施設（混合および充填施設を含む。）及び化学兵器研究開発施設の具体的な地理上の座標。

(b)　この決定の採択から三十日以内に、条約第三条により要請されている申告を事務局に提出すること。

(c)　二千十三年十一月十五日までに理事会により決定される、中間の廃棄目標を含む詳細な要求に従って、全ての化学兵器の資材及び装置の除去を二千十四年前半に完了すること。

(d)　化学兵器生産施設及び混合・充填装置の廃棄を可能な限り速やかに、いかなる場合においても二千十三年十一月一日までに完了すること。

(e)　ＯＰＣＷの人員がシリア・アラブ共和国のあらゆる施設を即時かつ自由に査察する権利を提供することを含め、本決定の実施に係る全ての面で完全に協力すること。

(f)　事務局との主たる連絡窓口となる当局者を任命すること、及び、当該当局者に本決定の完全な実施を確保するために必要な権限を付与すること。

2．事務局が次の措置をとることを更に決定する。

(a)　条約の秘密情報の保護に関する附属書に従って取り扱われる、本決定に規定するあらゆる情報及び申告を、受領から五日以内に全締約国に提供すること。

(b)　可能な限り速やかに、いかなる場合においても二千十三年十月一日までに、本決定に従って、シリア・アラブ共和国において査察を開始すること。

(c)　本決定の採択から三十日以内に、上記一(a)に規定する一覧に含まれている全ての施設を査察すること。

(d)　シリアの化学兵器計画に関与する締約国により確認されたその他の施設について、事務局長により不当なものと見なされる、又は、協議及び協力の過程を通じて問題が解決される場合を除いて、可能な限り速やかに査察すること。

(e)　本決定の効率的及び効果的な実施を確保するために、条約第八条四十四に従って、資格要件を満たす査察官及び他の技術専門家を短期的に雇用すること、また、査察官、他の技術専門家、その他必要となり得る職員で最近雇用期間を満了した者を短期的に再雇用する権限が与えられること。